

高校生活の注意事項



小国高校生徒会から
補足説明です。

1 礼 節

- (1) 高校生らしい丁寧な挨拶を行う。
- (2) お互いに気持ちのよい挨拶を行う。
- (3) その場に応じた礼節を行う。

2 服装・所持品

- (1) 通学時は学校指定の制服を着用すること。ただし、やむを得ない場合は学級担任に許可を得ること。
- (2) 原則として冬服は10月～ 5月、夏服は6月～ 9月とし、移行期間は設けない。
- (3) 屋内での上履きは学校指定のスリッパ(学年別)を用いること。
- (4) 靴以外の履物、アクセサリ類や化粧、その他装飾(マニキュア、ネイルなど)などの学校で生活するうえで必要ないものは禁止する。
- (5) 頭髮は髪加工を禁止する。(パーマ、染色、脱色、過度な整髪料の使用、ひげなど)
- (6) 携帯電話・スマートフォン、携帯音楽再生プレーヤー、情報端末機器、ゲーム機器など校内持ち込みは原則禁止とする。但し規定に定めた条件を満たした場合のみ携帯電話については持込を認める。その際電源は必ず切ってバッグに入れておくこと。

※ 事務室前、体育職員室前のみ送迎連絡の為の使用に限り、取り出し及び送迎連絡を認める。

- (7) 学用品、その他の所持品には学年、組、氏名を明記すること。
- (8) 整容(服装・頭髮など)・所持品はその人の人柄を表すものである。常に清潔端正にして、華美、不潔にならないように注意し、常に進路意識を持った小国高校生としての在り方に留意することとし、進学先や就職先から好感を持たれる整容であること、社会人としてのマナーを身につけるために、「正装に相応しい」整容であることを基本とする。

3 服装規定

服装は常に清潔質素であり、品位を失わないように心がけること。

〔男女共通〕

- (1) 制服・・・学校指定のものとする。加工は厳禁とする。
- (2) 靴下・・・色は紺・黒・白・グレーが望ましい。
- (3) 靴・・・革靴(黒・茶)または運動靴が望ましい。
- (4) セーター・・・原則として10～ 5月に着用可とし派手でないものとする。
- (5) 防寒着・・・ジャンパー等については、原則として厳寒期の登下校時のみ、着用を認める。
- (6) ベルト・・・革製(合成革も可)。黒系の色が望ましい。バックルは華美な装飾の無いものとする。

※ 新型コロナウイルス感染予防対策により、一部変更する場合があります。

※ 判断に迷う場合は、生徒会までお問い合わせください。

2-(2)
気温や状況に応じて各自で調節、判断する能力を高めるためです。

2-(4)(5)
人それぞれの中に「高校生らしさ」はあると考えます。来たる受験、就職試験に向けて「高校生らしさ」を強みにするためです。

2-(6)
・何より学校生活、学習に集中するためです。
・モバイル端末の普及が進んでいますが、社会でのマナー(使ってよい場面とそうでない場面を判断する等)力を高めるためです。

2-(8)
社会には様々な職種があり、仕事に応じて決められた服装や姿で仕事をすることが求められます。高校生の最終目標は進路実現です。目標を達成するための軸となる整容や人柄を意識できるようにしましょう。

3
2-(8)を達成するために…
受験や就職試験に臨む際に、迷いなく、自信を持った姿で臨めるように、判断に難しいと思われる事柄を規定としています。



4 生活

- (1) 生徒証明書は常に携帯しておくこと。
- (2) 外出するときは、必ず行き先や帰宅予定時間を家族に伝えること。
- (3) 夜間外出、深夜徘徊は禁止する。(23時～5時(熊本県少年保護育成条例第1章第8条))
- (4) 無断外泊は厳禁。
- (5) 以下の行為を禁止する。

ア. 飲酒、喫煙、暴力、脅迫行為。
イ. 遊技場、娯楽場などへの立ち入り。
ウ. カラオケへの入場。ただし、保護者同伴の場合に限り、午後9時まで許可する。(ただし、飲酒、喫煙に同席しない)
エ. 窃盗、その他の破廉恥行為。
オ. 凶器、その他の危険物の所持。
カ. 風紀上好ましくない各種団体への加入。
キ. 交通規則違反行為。
ク. 地域社会の非難を浴びるような男女交際。
ケ. 不健全な映画、書籍その他の興行物観覧。

※ 禁止行為については、犯罪行為の容認や誘惑を抑止するために、原則として同席者も指導の対象とする。

- (6) 外出先で事故にあった場合(交通、恐喝・暴行など)は、まず警察に連絡し、その後直ちに学校、または学級担任に連絡すること。
- (7) 親しい友人については、氏名、住所、保護者の氏名、電話番号などを保護者に伝えておくこと。
- (8) 異性間の交際は、節度を持って明朗であること。
- (9) 校外の団体に所属しようとする時は、保護者連署で学級担任に願い出ること。「校外」の選挙活動に参加する場合も同様とする。ただし、「選挙運動」「政治活動」については、「校内」においての行動は禁止する。※この「校内」とは登下校時を含む学校の管理下のこと。
- (10) 旅行する場合は、旅行願を担任に提出し、係の許可を受けること。学割規定に相当する場合は学割を発行する。なお授業日の旅行は原則として許可しない。
- (11) 安心して楽しい学校生活を送ることができるように、生活全般にわたる相談の実施。希望者は、月1回スクールカウンセラーによる面接の実施。
- (12) 学校の内外で集会を催し、または参加しようとするときは、事前に学級担任を経て許可を受けること。
- (13) キャンプ・ハイキング・サイクリングなど野外活動をする場合は、綿密な計画を立てて計画書を学級担任に提出して許可を得ること。またキャンプは責任ある引率者なしでは許可しない。